

基本的な考え方

本市では、半田市教育委員会、学校、家庭、地域、関係諸機関が一層連携し、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開します。

主な取り組み

- 1 学識経験者や医師等を構成員とする「半田市学校支援協議会」を設置し、関係機関と学校の連携を図ります。
- 2 「児童会生徒会サミット」を開催し、各校の自治活動を支援します。
- 3 教職員の研修の充実を図ります。
- 4 インターネットを介したいじめ対策を推進します。
- 5 調査研究を推進し、学校での取組を支援します。
- 6 広報・啓発活動を行います。
- 7 重大事態発生の際には、半田市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）を設置し、調査を行うとともに、学校に指導・助言します。
- 8 市長が必要と認めた場合、半田市いじめ問題調査委員会を設置し、再調査するとともに、必要な措置を講じます。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、公立の小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「半田市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に向けて一層努めていくためのものです。

半田市いじめ防止基本方針

いじめの重大事態がおきたときの対処

学校及び学校の設置者の対応

- 学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生 of 報告をします。
- 学校が主体として調査を行う場合、校内に設置している「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として調査や対応を行います。
- 学校の設置者が主体として調査を行う場合、教育委員会の附属機関「専門委員会」が調査を行います。

市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 重大事態への対処又は再発防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「調査委員会」により調査の結果について調査を行います。

パブリックコメントの結果をご報告します

意見数
2通2件

平成27年12月～平成28年1月に本方針(案)に対する意見募集を行いました。主なご意見とそれに対する市の考え方を紹介します。

意 無料塾のような空間があるとよい。わずかなサインを察知できる。年齢の違う人とのコミュニケーションを図れるメリットもある。

答 いじめ防止等のための対策について基本的な方針を示すものです。この方針を基に、具体的な方法を考え、取り組んで参ります。人とふれ合いを大切にするとともに、小さなサインに気づけるような実践に取り組み、いじめの防止等に努めます。

意 重点対象は中学2年だと思う。全学年対象で焦点がぼけている感じがする。学年別対応が考えられてしかるべしと思う。

答 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、方針をまとめています。実際に指導をする上で、学年や学級に合わせた対応を行って参ります。